

写



事務連絡  
令和2年4月24日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

血液製剤の適正使用のための対応について（依頼）

血液製剤の適正使用につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されました。

これまで令和2年4月8日付け事務連絡などにより献血の推進をお願いしてきたところであり、現時点では、血液製剤の安定供給に支障は生じておりませんが、今後、緊急事態宣言を受けた外出の自粛等の影響により、献血者が減少することが想定され、有効期限が短い血小板製剤や赤血球製剤等について、医療機関への供給に支障を来す可能性があります。

このような状況の下、今般、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会により、別添の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う血液製剤供給不足に対する緊急提言」が公表されましたので、合同輸血療法委員会など貴管下関係団体、事業者等に周知いただくとともに、当該緊急提言を踏まえ、なお一層の血液製剤の適正使用に努めるように呼びかけていただくよう、ご協力をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課  
電話：03-5253-1111（内線 2905/2914）

# 新型コロナウイルス感染拡大に伴う血液製剤供給 不足に対する緊急提言

令和2年4月17日

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会 理事長

松下 正

同 ガイドライン委員会委員長

松本 雅則

同 ガイドライン小委員会委員長 高見 昭良、米村 雄士、長谷川 雄一

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月16日特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大しました。献血イベントは中止を余儀なくされ、2月下旬より献血者数は大きく減少しています。今後輸血用血液製剤の確保は益々困難となり、現状では医療現場への影響は必至と考えます。特に、血小板製剤は有効期限が採血日を含め4日と短いため、血液供給不足の影響を受けやすく、喫緊の問題です。赤血球輸血（有効期限：採血後21日間）や血漿製剤も、早晚供給不足に陥る恐れがあります。

そこで、会員および輸血医療にかかわる皆様におかれましては、医療上必要な患者に血液製剤が確実に行き渡るよう、下記ガイドライン（フリーアクセス）に従い、医学的根拠に基づき必要以上の輸血を避け、なお一層適正輸血に努めていただきます、学会として強くお願い申し上げます。

- 血小板製剤使用ガイドライン

<http://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2019/09/badd84e9a5f80b8d2f826fd7e19b4fdf.pdf>

- 赤血球製剤使用ガイドライン

<http://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2019/11/82fd8a5cbb6d3f1607fe8776472846b7.pdf>

- 新鮮凍結血漿使用ガイドライン

<http://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2019/09/93d53d67fd376a90326fecfb443f2d4a.pdf>